

被災地での炊き出し等のボランティアを支援します

1 支援の方法

仙北市に拠点もしくは事業所を置く民間団体等（以下団体という）が、東日本大震災の被災地において支援活動を行う場合、仙北市東日本大震災支援本部（以下「支援本部」という。）が被災地自治体等と連絡調整を行い、支援活動地の指定を受けたのちに活動を開始します。

また、炊き出し等の支援活動について、支援本部が必要と判断した場合は、市職員を団体に同行させます。

2 団体への物資の支給

支援活動を行う場合に必要な物資は、支援本部の備蓄物資を団体に提供しますが、炊き出し等に係る資材等は、団体の負担とします。

ただし、車両の借上げ等、外部調達する必要がある資材等については、車両の燃料を除き、実費の三分の一相当額の範囲内で支援本部が支給します。必要物資やその支給方法等、詳細については支援本部と協議してください。

3 支援活動の届出

団体が市から物資等の支給を受けて支援活動を行おうとする場合は、予め支援本部の承認を得るものとします。承認を受けずに支援活動を行った場合は、市からの物資等の支給はできません。

4 事故等の責任

団体の支援活動においての事故等に関しては、市は一切の責任を負いません